



長野県報

4月5日(木)
平成24年
(2012年)
第2358号

目 次

告 示

環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（水大気環境課）	2
昭和51年長野県告示第262号（環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令に基づく水質汚濁に係る環境基準の指定）の一部改正（水大気環境課）	3
平成8年長野県告示第864号（環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令に基づく水質汚濁に係る環境基準の指定）の一部改正（水大気環境課）	3
長野県希少野生動植物保護条例に基づく保護回復事業計画の策定及び閲覧（自然保護課）	3
長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し（会計課）	4
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	4
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	4
学校教育法施行令に基づく技能教育のための施設の指定、変更及び指定の解除（高校教育課）	4

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民協働・NPO課）	5
特定調達契約に係る落札者の決定（財産活用課）	5
肥料取締法に基づく肥料の登録（農業技術課）	5
肥料取締法に基づく肥料の登録の有効期間の更新（農業技術課）	6
肥料取締法に基づく肥料の登録の失効（農業技術課）	6
土地改良事業の工事の完了（農地整備課）	6
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく第11次鳥獣保護事業の策定及び公表（森林づくり推進課野生鳥獣対策室）	7
建築基準法に基づく道路の位置の指定（9件）（建築指導課）	7
建築基準法に基づき指定した道路の変更（建築指導課）	13
建築基準法に基づき指定した道路の廃止（建築指導課）	13
一般競争入札（企業局）	14
一般競争入札（文化財・生涯学習課）	14



長野県告示第313号

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定に基づき、公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型を次のとおり指定します。

平成24年4月5日

長野県知事 阿部守一

別表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型（水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号。以下「環境庁告示」という。）の別表2に掲げる類型をいう。）を同表の該当類型の欄に掲げるとおり指定するとともに、当該水域類型に係る基準値の達成期間を同表の達成期間の欄に掲げるとおり定める。

別表

公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

水系	水域	該当類型	達成期間
信濃川	中津川（群馬県境から新潟県境まで）	生物A	イ
	犀川(1)（島々谷川合流点より上流）	生物特A	イ（ただし、稲核ダムから島々谷川合流点までの区間は環境基準の全亜鉛の適用を除外する。）
	犀川(2)（島々谷川合流点から奈良井川合流点まで）	生物A	イ
	犀川(3)（奈良井川合流点から下流）	生物A	イ
	依田川（全域）	生物A	イ
	奈良井川(1)（今村橋より上流）	生物特A	イ
	奈良井川(2)（今村橋より下流）	生物A	イ
	夜間瀬川（全域）（角間川を含む。）	生物A	イ
	高瀬川(1)（農具川合流点より上流）	生物A	イ
	高瀬川(2)（農具川合流点より下流）	生物A	イ
	農具川（全域）	生物特B	イ
	裾花川（全域）	生物特A	イ
	神川（全域）	生物A	イ
	鳥居川（全域）	生物A	イ
	田川(1)（水神橋より上流）	生物A	イ
	田川(2)（水神橋より下流）	生物B	イ
	湯川（全域）	生物特A	イ
	麻績川（全域）	生物特A	イ
	相木川（全域）	生物A	イ
	南相木川（全域）	生物特A	イ
	樽川（全域）	生物A	イ
	鎖川（全域）	生物A	イ
	鹿曲川（全域）	生物A	イ
	浦野川（全域）	生物A	イ
	産川（全域）	生物B	イ
	穂高川（全域）	生物A	イ

天竜川	小渋川（全域）	生物A	イ
	松川（全域）	生物A	イ
	三峰川（船形沢合流点より下流を除く。）	生物特A	イ
	和知野川（全域）（壳木川を含む。）	生物A	イ
	阿智川（全域）（黒川を含む。）	生物A	イ
	横川川（全域）	生物特A	イ
	遠山川（全域）（上村川を含む。）	生物A	イ
諏訪湖	上川（全域）	生物A	イ
	砥川（全域）	生物A	イ
	横河川（全域）	生物A	イ
	天竜川（釜口水門から岡谷市と辰野町の境界まで）	生物B	イ
	宮川（全域）	生物A	イ
木曽川	王滝川（濁川合流点からウグイ川合流点の間を除く。）	生物特A	イ
	西野川（全域）	生物A	イ
矢作川	矢作川（愛知県境より上流）	生物A	イ
姫川	姫川（新潟県境より上流）	生物A	イ

(注)

- 1 類型の欄中「生物A」、「生物特A」、「生物B」及び「生物特B」は、環境庁告示別表2の1の(1)のイの類型を示す。
 2 達成期間の欄中「イ」は、「直ちに達成」を示す。

水大気環境課

長野県告示第314号

昭和51年長野県告示第262号（環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令に基づく水質汚濁に係る環境基準の指定）の一部を次のように改正します。

平成24年4月5日

長野県知事 阿部守一

表中「より下流」を「から新潟県境まで」に改める。

水大気環境課

長野県告示第315号

平成8年長野県告示第864号（環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令に基づく水質汚濁に係る環境基準の指定）の一部を次のように改正します。

平成24年4月5日

長野県知事 阿部守一

表中「矢作川（全域）」を「矢作川（愛知県境より上流）」

に改める。

水大気環境課

長野県告示第316号

長野県希少野生動植物保護条例（平成15年長野県条例第32号）第31条第1項の規定により、フサヒゲルリカミキリに関する保護回復事業計画を定めましたので、同条第3項の規定により、その概要を次のとおり告示します。

なお、当該保護回復事業計画は、長野県環境部自然保護課、各地方事務所環境課及び環境保全研究所飯綱庁舎において閲覧に供します。

平成24年4月5日

長野県知事 阿部守一

1 対象とする種

フサヒゲルリカミキリ： *Agapanthia japonica*

2 事業の目標

本種に関する調査等を基に課題に応じた対策を行い、生存可能な状態を確保する。

更には、安定的な生息状態に個体数を回復させるとともに生息環境の維持を目標とする。

3 事業の区域

諏訪地域、木曽地域及びかつて県内での生息が見られた地域

4 保護回復のために取り組むべき事項

- (1) 生息状況の把握と生息環境の調査
- (2) 生息域外での人工飼育による地域個体群の絶滅を防ぐ取組
- (3) 本種の生息に適した環境の維持・管理体制の確立

(4) 捕獲圧対策の強化

自然保護課

長野県告示第317号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、平成24年3月26日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成24年4月5日

長野県知事 阿部守一

売りさばき人の 氏名（名称）	住 所	売りさばき場所
長野県建築土会 須高支部	須坂市須坂164-1	須坂市須坂164-1 (財)長野県建築住宅セタ-須坂事務所内 長野県建築土会 須高支部

会計課

長野県北信建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成24年4月19日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成24年4月5日

長野県北信建設事務所長 小林睦夫

- 1 (1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 飯山斑尾新井線
 (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯山市大字旭字入ノ沢1944番の1 地先から 飯山市大字飯山字横手下11167番 の20地先まで	旧	m 6.5~25.0	km 0.6160
同上	新	m 9.0~63.4	km 0.5900

- 2 (1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 曽根藤ノ木線
 (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯山市大字常郷字石田442番の1 地先から 飯山市大字豊田字松田3825番の1 地先まで	旧	m 6.2~10.5	km 0.8173
同上	新	m 10.6~19.0	km 0.8137

道路管理課

長野県北信建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成24年4月19日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成24年4月5日

長野県北信建設事務所長 小林睦夫

- 1 路線名 飯山斑尾新井線

- 2 供用を開始する区間

飯山市大字旭字入ノ沢1944番の1地先から

飯山市大字飯山字横手下11167番の20地先まで

- 3 供用を開始する期日 平成24年4月5日

道路管理課

長野県教育委員会告示第3号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第34条第2項の規定により、学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条の規定による指定を受けた技能教育のための施設の連携科目等を次のとおり指定し、指定を変更し、及び指定を解除しました。

平成24年4月5日

長野県教育委員会

- 1 技能教育のための施設の名称及び所在地

- (1) 名称 豊野高等専修学校
 (2) 所在地 長野市豊野町豊野1344

- 2 指定、指定の変更及び指定の解除をした連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

- (1) 指定した連携科目等

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
介護料理 生活介護基礎 生活介護演習 生活デザイン 生活工芸 生活情報基礎 生活情報演習 介護被服	調理 家庭看護・福祉 家庭看護・福祉 リビングデザイン リビングデザイン 家庭情報処理 家庭情報処理 被服製作

- (2) 指定を変更した連携科目等

(変更前)

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
洋裁 I 和裁 I	被服製作 被服製作

(変更後)

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
生活服飾	被服製作

(3) 指定を解除する連携科目等

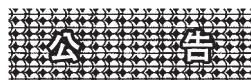
連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
デザイン理論	ファッションデザイン
デザイン構成Ⅰ	ファッションデザイン
デザイン構成Ⅱ	ファッションデザイン
デザイン構成Ⅲ	ファッションデザイン
色彩	ファッションデザイン

4 指定、指定の変更及び指定の解除の日

平成24年4月1日

県民協働・NPO課

高校教育課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年4月5日

長野県知事 阿部 守一

1 申請のあった年月日

平成24年3月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人信州メディカルネット協議会

3 代表者の氏名

清澤 研道

4 主たる事務所の所在地

松本市旭3丁目1番1号 信州大学医学部付属病院内

5 定款に記載された目的

この法人は、患者中心の医療及び医療資源の有効活用の推進の

ために、長野県における医療連携ネットワーク環境の整備及び利用を促進し医療機関間での診療情報等の共有化による医療の質・安全性の向上を図るとともに、そのために必要な各関連機関への情報技術化のための支援、公開セミナー・技術研修、産学官の研究・交流、人材育成等の高度医療情報社会の普及・啓発活動の支援を行うことにより、国民がより良い医療サービスが享受できる豊かな保健医療福祉社会への提案と環境基盤作りに寄与することを目的とする。

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成24年4月5日

長野県知事 阿部 守一

1 落札に係る役務

長野県庁舎等清掃作業委託

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

(1) 名称 長野県総務部財産活用課

(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2

3 落札者を決定した日

平成24年3月19日

4 落札者の名称及び住所

(1) 名称 キヨウワプロテック株式会社

(2) 住所 福島県福島市五月町3番20号

5 落札金額

26,342,694円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告を行った日

平成24年1月19日

財産活用課

公告

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定により、次の肥料を登録しました。

平成24年4月5日

長野県知事 阿部 守一

登録年月日	登録の有効期間	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%) その他の規格	生産業者の氏名又は 名称及び住所
平成23年8月23日	平成23年8月23日から 平成26年8月22日まで	長野県第890号	乾燥菌体肥料	菌体肥料登喜和	窒素全量 5.5% その他の規格 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	登喜和冷凍食品株式会社 長野県伊那市西町5057番地

農業技術課